

平成24年第7回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成24年8月28日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長職務代理者	森下淑子	委員 加藤和宣
	委員	檜垣昌子	委員 齋藤範行
	教育長	伊与部輝雄	
欠席委員	委員長 森岡謙二		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	教育改革担当副参事	学校改築施設管理課長	
	学校支援課長	学校地域連携担当課長	
	教育指導課長	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	35号	平成24年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	36号	東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	15号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成24年第7回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成24年8月28日(火) 13:30

森下委員長職務
代理

皆様、こんにちは。
本日、森岡委員長は欠席ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、私が委員長の職務を代理し、議事を行わせていただきます。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成24年第7回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第35号議案「平成24年度東京都北区一般会計補正予算(第二号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長職務代理

森下委員長職務
代理

教育政策課長

教育政策課長

第3回区議会定例会に提出する予定にされております、東京都北区一般会計補正予算第2号につきまして、区長から意見聴取が参っております。

第35号議案参考資料①をごらんください。ご説明の都合上、歳出から申し上げます。裏面の2ページでございます。

まず、職員給与費が各項に出てまいります。これは、予算の見積りに当たりましては、前年度の秋における職員定数あるいは組織、年齢等に基づいて行うために、どうしてもその年が始まりますと増減は生じます。そのための補正でございます。したがって、説明を省略させていただきます。

第8款教育費、第1項教育総務費は、只今の給与費でございます。

第2項小学校費、校舎等維持修繕費、これは事業が二つございます。まず一つ目が、校舎等維持修繕費、校舎の老朽化等に伴う緊急対応工事等が発生し、工事請負費等に不足が見込まれているために増額補正をするものでございます。その次が、特別区立小中学校施設整備費交付金返還金、これは旧西浮間小学校を処分制限期間である47年間より前に財産処分、具体的には、巣鴨学園への賃貸してございますけれども、これをしたことに伴って、昭和41年度、45年度に都から受けました補助金の一部を返還するものでございます。

第3項、中学校費、学校運営費でございます。東京都が実施いたしますスポーツ教育推進校事業委託金を活用し、中学校2校、具体的には神谷中と滝野川紅葉中でございますが、部活動の外部指導員を配置、それから体育用具を整備するための費用でございます。

第5項幼稚園費は、職員給与費でございます。

第6項社会教育費、これは、8月7日の当委員会でご議論いただきました中里貝塚史跡広場の用地拡張のための用地取得費でございます。

第7項社会体育費、二つ目、仮称赤羽体育館建設事業費でございます。これにつきましては、後ほど所管課長より改めてご説明を申し上げます。

以上でございます。

森下委員長職務代理

それでは、本件につきまして、どなたか続きはございますか。

スポーツ施策推進担当課長

委員長職務代理

森下委員長職務代理

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長

それでは、第35号議案の補足説明といたしまして、参考資料の②のほうに、仮称赤羽体育館の建設スケジュールということで、私より説明をさせていただきます。

先ほど、補正予算の意見聴取のところでございましたとおり、このたび、赤羽体育館の建設用地につきまして、東京都から購入する方向で今後進めていくということになりまして、それに伴ってスケジュール変更を生じているために、今回補正をさせていただいているところでございます。

こちらの要旨でございます。東京都と30年間の無償貸付契約を締結いたしましたし、こちらの建設予定地につきましては、契約書の第8条に、「区はこの土地に投じた有益費又は必要費があっても、これを都に請求しないものとする。」といった内容で、区側の請求権の放棄を規定しています。そのことに基づきまして、平成11年4月から土地を無償で貸し付けを受けてきたわけなのですが、土壌汚染対策につきまして、想定外の費用を要することが判明したため、土地の所有者である東京都に対して、費用の負担を求めて、これまで協議を進めてまいりました。

ところが、協議の開始から1年が経過しても合意に至らなかったことから、昨年12月に東京都に対して都有地買受申請書を提出いたしましたし、用地の公共性や事情などを配慮した価格で取得することを東京都にも要請したところでございます。そういった協議を含めまして進めてきたところでございますが、この8月に、東京都に予定価格3億4,750万円となる旨の提示を受けまして、今回一般会計補正予算に、その用地取得費を計上するというのにあわせて、当初のスケジュールが変更したことに伴う工事費の補正などを行う予定でございます。

今後、予算の議決を踏まえまして、用地取得の手続を進めるとともに、工事着工に向けた準備作業を開始してまいります。

2番目の今後のスケジュールでございますが、9月に北区議会定例会で補正予算の議決を受けまして、その後10月以降に、これは建築工事に伴う北区からの地元住民の方々への説明会などを開催してまいります。また、11月を予定としまして、用地

取得契約を東京都と締結いたしまして、その11月をもって北区の所有になるという方向で考えております。

また、2月には、それと工事の着工に向けた準備も同時に行いますので、2月の北区議会の定例会におきまして、建築工事の請負契約案を提出しまして、3月を目途に契約を締結して、整備を進めていくといった内容でございます。

なお、この工事説明会も3月から4月ごろになってございますが、こちらは建築の施工業者が決まりましたら、その業者のほうからも説明を地元に対して行うといった内容でございます。

その後、およそ2年間、工期を踏まえまして、予定では平成27年の2月末ごろに工事完了いたしまして、その後、平成27年の7月ごろですが、開設というような予定でスケジュールを検討したところでございます。

裏面には、これまでの経緯を参考までに表記してございますので、こちらのほうにつきましては、後ほどご高覧をいただければと思います。

補足は以上でございます。

森下委員長職務代理

ありがとうございました。

教育政策課長

委員長職務代理

森下委員長職務代理

教育政策課長

教育政策課長

申しわけございません。歳出分を申し上げまして、歳入の説明が漏れました。恐縮でございますが、もう一度、第35号議案、参考資料①の1ページをごらんください。歳入でございます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1億6,000万円。これは、先ほど歳出の分でも申し上げました中里貝塚史跡広場拡張用地取得費2億円のうち、8割の1億6,000万円は、国庫補助とされるものでございます。

第15款都支出金、第2項都補助金、2,000万円。これも、同じ用地費のうちの1割、2,000万円が都から補助されるものでございます。残りの1割は、区負担となります。

第3項都委託金、これは、先ほど申し上げましたスポーツ教育推進校事業費に係る委託金でございます。

以上でございます。

森下委員長職務代理

ありがとうございます。

ほかに、第35号議案の説明等はございませんでしょうか。

よろしいですか。

飛鳥山博物館長

委員長職務代理

森下委員長職務
代理

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

では、補足説明をさせていただきます。

このたび、中里貝塚の買い上げ2億円の補正予算でございますが、全額ではございませんで、8月1日のこの財産価格審議会におきまして検討していただきましたところ、全額で約4億3,000万円でございます。そのうち、今年、実は東京都の補助金が上限でも2,000万円ぐらいということで折り合いが付きまして、今回東京都からの歳入を2,000万円を計上させていただきました。また、これにつきましては、1億6,000万円が国から補助されるということで、国からの歳入を1億6,000万円、歳出につきましては2億円を計上させていただきました。残りにつきましては、25年度から26年度にかけて、また同じように予算を計上して、区の土地として活用させていただきたいと考えてございます。

購入の仕方でございますが、土地開発公社でまず一旦買い上げまして、それを今度区は区の一般予算で買い戻すという形をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

森下委員長職務
代理

ありがとうございます。

ほかには、ございませんでしょうか。

それでは、本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますか。

加藤委員

委員長職務代理

森下委員長職務
代理

加藤委員

加藤委員

土壌汚染ということで、最終的にはその汚染の対策費というのはあると思うのですが、これは総額どのぐらいかかるのですか。

スポーツ施策推
進担当課長

委員長職務代理

森下委員長職務
代理

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推
進担当課長

土壌汚染対策費、建築工事の中に含まれるのですが、土壌汚染対策に伴う金額は、おおよそ6億円程度を見込んでいます。

森下委員長職務

よろしいですか。

代理	
加藤委員	はい。
森下委員長職務代理	ほかに、ご質疑・ご意見はございませんか。 特にございませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
森下委員長職務代理	それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対しまして、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
森下委員長職務代理	ご異議がないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。 それでは、次に日程第2、第36号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。 事務局から説明をお願いします。
学校支援課長	委員長職務代理
森下委員長職務代理	学校支援課長
学校支援課長	それでは、第36号議案、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。 恐れ入ります、議案と一緒に参考資料をとらせていただいていると思います。A4、1枚のものでございますが、そちらに沿いましてご説明を申し上げたいと存じます。 この規則でございますが、学校医等の公務災害補償について、補償の基準等を定めるものでございます。1の改正理由でございますが、京都地裁の判例、判決を受けまして、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則、これが改正されたことに伴いまして、北区においても同様の改正を行うものでございますが、この政令の改正、平成23年にされてございます。本来ですと、北区におきましても23年度中に改正をすべきものでございましたが、改正漏れがございました。大変申しわけございませんでした。なお、この公務災害補償に該当する事例は、これまでのところございません。 改正理由は、枠で囲みましたこの中の判決によるものでございますが、労働者災害

補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分について、憲法第14条第1項、法の下での平等に反するものではないかということで訴訟が起こされまして、違法であるということで取り消された事例でございます。この憲法第14条第1項、法の下での平等でございますが、ここで挙げているのは、男女差別規定についてこれに触れるものという判決でございます。

②としました改正理由のもう一つですけれども、平成22年1月、社会保険庁が廃止されまして、社会保険事務所から年金事務所に移管されたことによりまして、様式等の名称も変更してございます。

2としまして、改正の概要でございます。障害等級の男女差の解消ということで、これは、恐れ入ります、議案のほうの6ページに、新旧対照表がございます。上段改正後、下段が改正前でございますけれども、こちらにございますように、男女別に外貌に係る障害等級が別々に定められていたものでございます。これを性別を廃止しまして、女性の障害等級を基本としまして規定するよう改めるものでございます。具体的には、下段、別表第二に、第7級というのがございます。女子の外貌に著しい醜状を残すもの、これが上段、改正後になりますと、性別にかかわらず外貌に著しい醜状を残すものとされてございます。

次に、障害等級の新設ということで、医療技術の進展を踏まえまして、外貌に相当程度の醜状を残すものを第9級として新設してございます。この外貌と申し上げておりますのは、手足を除きます露出部分、頭部・顔面部・頸部・首、この部分を指します。醜状というのは、主に線状痕、傷跡でございます。あるいは、癬痕、あざ、こういったものが残った場合ということを規定してございます。

次に、③としまして、年金事務所への名称変更でございますが、恐れ入ります、これは議案の8ページから33ページ、最後まで、この各様式につきまして、様式中の記載を改めたものでございます。変更についてはその部分だけでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行となります。また、平成22年6月10日にさかのぼりましての適用となっております。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

森下委員長職務
代理

ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

では、私からですけれども、参考資料を読ませていただきまして、今、課長さんからの説明でよくわかったのですが、平成22年に出ているものを今改正ということで、期間が随分あるなと思いましたが、まあ漏れていたということで、ただその間、事例はないということで、大変よかったかなというふうに思いました。感想です。特に結構です。

ほかに、ご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長職務代理	<p>それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対しまして、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
森下委員長職務代理	<p>ご異議がないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第15号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	委員長職務代理
森下委員長職務代理	教育政策課長
教育政策課長	<p>後援・共催事業に関して、ご報告申し上げます。</p> <p>まず、名義使用承認報告でございます。1件目は、勤労者文化・体育事業。これは、教育委員会との共催事業でございます。主催は、連合東京西北部地域協議会北地区協議会でございます。事業が四つに分かれておりまして、まず、ハイキング・清掃活動が10月6日に赤羽東地区一帯で、ゴルフ大会は10月26日に赤羽ゴルフクラブ、カローリング大会が来年の2月22日に印刷局滝野川体育館、ボウリング大会が来年の3月22日に三恵ボウルで行われます。</p> <p>2件目以降は、後援事業でございます。北産業連合会フィルムアーカイブ事業上映会。社団法人北産業連合会の主催でございます。4本でございます。開都五百年記念大東京祭・北区東京まつり、躍進する北区・新庁舎建設の記録、躍進する北区・北区区制政施行十周年記念。9月28日に王子工業会館で開催されます。</p> <p>おめくりをいただきまして、3件目でございます。平成24年度 秋季 第37回赤羽少年野球大会。北区赤羽少年野球連盟の主催で、9月9日から30日までの間、赤羽自然観察公園多目的広場で開催されます。</p> <p>4件目、平成24年度 北区ジュニア野球大会事業。公益財団法人東京都北区体育協会の主催で、11月4日から25日までの間、新荒川大橋野球場で開催されます。</p> <p>5件目、平成25年度 全国吟詠コンクール北区予選大会。北区吟剣詩舞道連盟の主催で、来年度2月10日、赤羽会館 大ホールで行われます。</p> <p>6件目、王子狐の夕すず美2012。狐のにぎわいの主催で、9月2日に音無親水公園で行われます。</p> <p>事業実績報告につきましては、お示しの6件でございます。以上でございます。</p>
森下委員長職務代理	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、6件の名義使用承認報告、それから事業実績報告ということでご説明いただきました。本件につきましてのご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p>

齋藤委員	委員長職務代理
森下委員長職務代理	齋藤委員
齋藤委員	事業実績報告の3番目なのですが、志茂少年野球春季大会というのがあるかと思うのですが、この名義使用の効果として書かれていることが、グラウンドの使用料と駐車場の使用料の免除を受けるために教育委員会の何か後援を受けたみたいな形にしか、これ読めないのですが、いかがなものでしょうか。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長職務代理
森下委員長職務代理	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	このところについて、ほかの表現で楽しく事業を進めることができたとの記述もあったわけですが、これについては、今後、主催者にお話をしていきたいというふうに思っています。 以上です。
森下委員長職務代理	齋藤委員、どうでしょうか。
齋藤委員	はい。
森下委員長職務代理	私も、実はこの名義使用の効果というところを全部読ませていただいて、やはりこういう後援していただいたり、共催となったときに、こういう点で大変助かったという意味も込めた感想が書かれているのかなというふうに解釈をさせていただきました。 ほかにございませんか。
檜垣委員	委員長職務代理
森下委員長職務代理	檜垣委員
檜垣委員	名義使用の承認報告の2番なのですが、北産業連合会のフィルムアーカイブ事業なのですが、開都五百年ということで、2番目に躍進する北区・新庁舎建設の

記録というふうにあるのですけれども、これは現庁舎の記録ということでしょうか。

中央図書館長

委員長職務代理

森下委員長職務代理

中央図書館長

中央図書館長

昭和35年当時のフィルムですので、現在の第一庁舎のうちの4階部分だけの庁舎を建てたときのものです。実は、第一庁舎、その後7階部分が追加されておりますので、このフィルム上で出てくるのは、35年の4階建て庁舎の建設にかかわる工事の様相がすべて入っているフィルムです。

檜垣委員

非常に貴重なフィルムということで、ご案内はきちんとその辺は書かれてご案内されるわけですね。ありがとうございました。参考までに伺いました。

森下委員長職務代理

ほかに、ご意見はございませんか。

加藤委員

委員長職務代理

森下委員長職務代理

加藤委員

加藤委員

後援の4番目、公益財団法人の東京都北区体育協会が主催される北区ジュニア大会なのですが、これはジュニア大会というのは、少年野球とジュニア大会との違いというのはあるのでしょうか。

これは、東京都の軟式野球大会のそのジュニアの部とか何かの代表者を選ぶための大会なんですか。

生涯学習・スポーツ振興課長

これについては、東京都体育協会のジュニア育成補助事業で、北区体育協会主催のジュニア育成大会になってございます。それで、地域のクラブチーム、または各区内の学校の交流野球と小学生・中学生の部において行う大会になってございます。

加藤委員

参加費用が、1チーム、こちらの場合は1,000円、隣の3番目の赤羽少年野球連盟の場合は、1チーム、5,000円かかるというので、非常に価格差が大きいということで、参加するチームは、この大会が終わったら、今度はジュニア大会に行くとか、そういう形で、どんどん少年野球の子どもたちに参加する場が広がっているというふうに解釈すれば、そういうことなのですが、その上部団体というのは、赤羽、要するに北区の少年野球連盟があって、軟式野球連盟がまた別にあって、その軟式野球連盟と少年野球連盟とが、上下の関係じゃなくて、並列の関係に北区はあるという

特殊な事情があるということは、私もよく承知しておりますけれども、その中で、例えば都大会に出る場合においては、どこから選ぶのかというようなこともあるのかなというふうに思っていますけれども、広く北区の子どもたちが、いろいろな大会を通じて、一つの野球少年として、ぜひ大成して、成立高校の子どもたちみたいに全国大会に行けるような、そういうふうに育ってほしいと思いますけれども、いろいろな大会があるということはいいいことなのですが、余りにも5千円と千円では参加するのに費用が違い過ぎるなというのは実感としてありましたので、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。

森下委員長職務
代理

ありがとうございました。
ほかに、ございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長職務
代理

それでは、ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程すべてを終了いたしました。

これもちまして、平成24年第7回教育委員会臨時会を閉会いたします。